

大島町

一般廃棄物処理実施計画

(令和3年度)

令和3年3月

大島町



## I 総則

### 1 本計画の位置付け

本計画は、大島町一般廃棄物処理基本計画に基づき、本町の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、あわせて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を定めるものである。

### 2 計画区域

大島町全域とする。

### 3 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

## II ごみ処理実施計画

### 1 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

区 分	主な品目	排出量 (t/年)		
		家庭系	事業系	計
燃やせるごみ	紙くず、貝殻、布類、木竹類、 生ごみ、プラスチック等	1,860	1,158	3,018
燃やせないごみ	ビン、ガラス類、陶磁器類等	127	26	153
資源ごみ	空き缶 (飲料用)	29	7	36
	ペットボトル (飲料用、調味料 等)	41	9	50
	発泡スチロール	10	4	14
	金属類、缶詰等	221	46	267
有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池 体温計、ライター	4	1	5
粗大ごみ	机、椅子、タンス等の木製家 具、家電製品等の金属製品、布 団、ソファー、絨毯等の木製以 外のもの、畳、断熱材、廃材な ど	136	28	163

## 2 直接持込み及び収集運搬する一般廃棄物の区分等

### (1) 直接持込み及び収集運搬する一般廃棄物の区分等

種 類	分別区分	排出方法	収集方法	収集回数
燃やせるごみ	紙くず、貝殻、 布類、木竹類、 生ごみ、プラス チック等	指定袋（赤）	ごみステーショ ン方式 又は焼却施設へ 自ら搬入	週2～3回
燃やせないごみ	ビン、ガラス類	指定袋（緑）	ごみステーショ ン方式 又は集積所へ自 ら搬入	月2～3回
資源ごみ	空き缶	指定袋（緑）	ごみステーショ ン方式 又は集積所へ自 ら搬入	月2～3回
	ペットボトル			
	発泡スチロール		ごみステーショ ン方式 又は村松興業株 へ自ら搬入	
有害ごみ	蛍光灯、電球、 乾電池	指定袋（緑）	各出張所、家電 製品販売店へ自 ら搬入	随時
	体温計、ライタ ー		役場及び各出張 所へ自ら搬入	
粗大ごみ	机、椅子、タン ス等の木製家 具、家電製品等 の金属製品、布 団、ソファー、 絨毯等の木製以 外のもの、畳、 廃材、タイヤな ど	大島リサイクルセンター、村松興 業株へ自ら搬入		随時

## (2) 家庭廃棄物

### ア 収集方法

家庭廃棄物（一般家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物）は、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分等により、町が委託した業者により定期的に収集し、中間処理施設へ搬入する。

### イ 指定袋制

町民のごみ処理に対する意識啓発を図るとともに、分別の制度を高め、収集の効率化、環境美化及び作業の安全性を確保するために、家庭廃棄物の排出については、指定袋制を継続する。

### ウ 排出方法

#### (ア) ごみ収集箇所収集

排出者は、町が行う家庭廃棄物の収集に際して、家庭廃棄物を収集するごみ収集箇所に家庭廃棄物を搬出するときは、（１）の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに、次の排出方法を遵守するものとする。

#### a 燃やせるごみ

- ・町の指定袋に入れ、指定曜日の午前 8 時までにごみ収集箇所へ搬出する。
- ・剪定枝は、長さ 50cm 以下に切り直径 30cm 程度の束で縛り、指定袋に入れるか、シールを貼り搬出する。

#### b ビン類

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、町の指定袋に入れ指定曜日の午前 8 時までにごみ収集箇所へ搬出する。
- ・割れたガラスなどの鋭利なものは、新聞紙等で包み指定袋に入れ指定曜日の午前 8 時までにごみ収集箇所へ搬出する。

#### c 空き缶

- ・中身を残さないで、中を軽くすすいでから、町の指定袋に入れ指定曜日の午前 8 時までにごみ収集箇所へ搬出する。

#### d ペットボトル

- ・キャップとラベルを外し、中身を残さないで、中を軽くすすいでから、町の指定袋に入れ指定曜日の午前 8 時までにごみ収集箇所へ搬出する。

#### e 発泡スチロール

- ・発泡素材の刺身トレイやカップ麺の容器等は、中身を残さないで、中を軽くすすいでから、町の指定袋に入れ指定曜日の午前 8 時までにごみ収集箇所へ搬出する。

#### f 金属類

- ・町の指定袋に入れ、指定曜日の午前 8 時までにごみ収集箇所へ搬出する。
- ・包丁の刃など鋭利なものは、新聞紙等で包み指定袋に入れ指定曜日の午前 8 時までにごみ収集箇所へ搬出する。
- ・缶詰等は、中身を残さないで、中を軽くすすいでから、町の指定袋に入れ指定曜日の午前 8 時までにごみ収集箇所へ搬出する。

(イ) 北部・南部一般廃棄物集積所収集

排出者は、指定曜日以外に家庭廃棄物を排出するときは、(1)の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別して、北部・南部一般廃棄物集積所へ直接搬出する。なお、指定袋に入れなくて搬出する場合は有料とする。

(ウ) 拠点回収

排出者は、有害ごみを町の指定袋に入れ、役場及び各出張所、家電製品販売店の回収拠点に直接搬出する。

(エ) 中間処理施設への直接持込み

排出者は、指定袋に入らない粗大ごみ等は、中間処理施設へ直接搬出する。燃やせるごみは、千波環境美化センター(焼却施設)へ、金属ごみは、村松興業㈱へ搬出する。なお、指定袋に入れなくて搬出する場合は有料とする。その他の一般廃棄物は、大島リサイクルセンターへ搬出し、すべて有料とする。

(3) 事業系一般廃棄物

ア 収集方法

事業系一般廃棄物(事業活動に伴って生じた一般廃棄物)は、事業者が自らの責任において適正に処理するものとする。その処分を町に依頼する場合は、(1)の収集運搬する一般廃棄物の区分に従い適正に分別するとともに、事業者自ら集積所又は中間処理施設へ搬入するか、町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して運搬する。

イ 指定袋制

町が行う家庭廃棄物の燃やせるごみのごみ収集箇所での収集に合わせて、事業系一般廃棄物を収集するごみ収集箇所に排出するときは、指定袋制を継続する。

ウ 排出方法

(ア) ごみ収集箇所収集

事業者は、町が行う家庭廃棄物の収集に合わせて、事業系一般廃棄物(燃やせるごみ)を収集するごみ収集箇所に排出するときは、(1)の収集運搬する一般廃棄物の区分等に従い適正に分別して、町の指定袋に入れ、指定曜日の午前8時までにごみ収集箇所へ搬出し、有料とする。

(イ) 北部・南部一般廃棄物集積所収集

事業者は、事業系一般廃棄物(燃やせないごみ・資源ごみの一部)を排出するときは、(1)の収集運搬する一般廃棄物の区分等に従い適正に分別して、北部・南部一般廃棄物集積所へ搬出し、すべて有料とする。

(ウ) 中間処理施設への直接持込み

事業者は、事業系一般廃棄物を中間処理施設へ直接搬出する場合は、燃やせるごみは、千波環境美化センター(焼却施設)へ、金属ごみは、村松興業㈱へ、その他の一般廃棄物は、大島リサイクルセンターへ搬出し、すべて有料とする。

#### (4) 小動物死体

##### ア 収集運搬及び排出方法

犬・猫の死体は、電話等申込みによって、町に収集依頼するか（都道上であれば都へ。なお、キョンについては、大島公園事務所へ）、又は排出者が自ら千波環境美化センターに搬入するものとする。

#### (5) 一般廃棄物収集運搬業の許可方針

ごみの排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者等により適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。ただし、ごみの減量化、資源化又は広域的処理を目的として処分業と併せて収集運搬業を行う場合は、必要に応じ、ごみの種類を限定して許可する場合がある。

### 3 町では収集及び処分しないごみ

分類	ごみの種類	適用
家電リサイクル法 (対象機器)	テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫	販売店など取扱店
自動車リサイクル法	自動車	販売店など取扱店
特別管理一般廃棄物	注射針等感染性のおそれのあるもの、電気機器などに含まれるPCB（ポリ塩化ビフェニル）使用部品、特定の焼却施設から生じたばいじん等	専門機関など
危険物	プロパンガスボンベ、バッテリー、消火器、劇薬等	販売店など取扱店
一般廃棄物の広域的処理に係る特例の対象となる廃棄物のうち右欄に掲げるもの	二輪車（バイク）、FRP船、PCプリンター用インクカートリッジ、火薬類	販売店など取扱店 専門機関



#### 4 適正処理計画

##### (1) 中間処理方法・処理量の見込み等

種類		搬入施設	処理主体	処理量(t)	処理方法
燃やせるごみ		千波環境美化センター（焼却施設）	町委託	3,018	焼却処理して残渣埋立処分へ
燃やせないごみ	ビン類	エコ・クリーンセンター	民間委託	153	破碎処理して埋立処分へ
資源ごみ	空き缶			36	減容・圧縮して資源化へ
	ペットボトル			50	
	発泡スチロール		14		
	金属	村松興業(株)	町委託	196	選別・圧縮して資源化へ
有害ごみ	蛍光灯、電球、乾電池、体温計、ライター	エコ・クリーンセンター	民間委託	5	ドラム缶等包装して民間処分業者へ
粗大ごみ	机、椅子、タンス等の木製家具、布団、ソファ、断熱材、廃材など	大島リサイクルセンター	民間委託	92	焼却処理して残渣埋立処分へ 破碎処理して埋立処分へ
	家電製品等の金属製品、家具等の木製以外の金属	村松興業(株)	町委託	71	選別・圧縮して資源化へ

##### (2) 最終処分方法・処理量の見込み等

廃棄物の種類	処理施設	処理主体	処理量(t)	処理方法等
焼却残渣	大島一般廃棄物管理型最終処分場	東京都島嶼町村一部事務組合委託	480	埋立処分
破碎残渣	安定型最終処分場	町委託	191	埋立処分

## 5 循環的利用計画

### (1) 循環的利用促進のための資源回収品目等

区 分		資源回収品目等		引渡先等	資源回収量又は引渡量(t)
施設 処理 に伴 う 資 源 回 収	エコ・クリーン センター	空き缶	アルミ	資源回収業者（売却）	20
			スチール		16
		ペットボトル		容器包装リサイクル法再	50
		発泡スチロール		商品化事業者（売却）	14
	村松興業(株)	金属		資源回収業者（委託）	267
エコ・クリーン センター	蛍光灯、乾電池、体 温計、廃ライター		資源回収業者（委託）	5	

### (2) 集団資源回収事業

自治会、学校、PTA等、町民による自主的な資源回収を促進するため、資源回収業者に関する情報提供、回収容器の配布等の支援を行う。

### (3) ダンボールリサイクルの検証

令和3年度に試験運用として、事業所から排出される古紙のうち割合の多いダンボールについて、一部を抽出し圧縮梱包を行い資源循環の検証を行う。

## 6 町民参加・情報共有計画

主な事業名	事業概要
大島町ごみ対策地域協議会の開催	一般廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する施策などを協議する大島町ごみ対策地域協議会を開催し、各地域の現状課題要望等意見を求める。
指定ごみ袋の無償配布	一般廃棄物の適正処理のため、大島町指定ごみ袋減免措置実施要綱に基づき、ボランティアによる清掃活動への活用、紙おむつ等のゴミ出しが多い世帯、生活保護者等への支援対策として配布する。
広報おおしまによる情報発信	ごみの減量・資源化の取組、ごみの適正処理を促進するため、本町の清掃行政の取組や分別の実施状況や収集カレンダーを広報

	おおしまに掲載する。
ごみの分別表の配布	家庭から出るごみの分け方・出し方等をまとめた「大島町ごみ分別表」を市外からの転入世帯を中心に配布する。
清掃施設見学会の開催	ごみ処理の実態を身近に体験することを通じて、ごみの減量や分別の必要性についての町民の理解を促進するため、千波環境美化センター等の見学会を開催する。
出前説明会の開催	ごみの減量・資源化の取組、ごみの適正処理を促進するため、自治会、学校、地域のイベント等に出向き、ごみの出し方やごみ処理の現状等について説明を行う。
不法投棄禁止パトロール	町有車や警察車に不法投棄を抑制するためのステッカーを貼り、町内をパトロールする。

## 7 施設に関すること

### (1) 処理施設の概要

#### ア 各処理施設

##### (ア) 燃やせるごみの中間処理施設

名称	大島町千波環境美化センター（焼却施設）
処分主体	大島町
処理対象物	一般廃棄物（燃やせるごみ、布団、畳、刈草、プラスチック） 粗大ごみ破碎可燃残渣、資源物選別可燃残渣、併設する汚泥再生処理施設からの助燃剤（脱水汚泥）、脱水し渣
所在	大島町野増字上センバ4 1 2
竣工	平成26年3月
施設人員	6名
敷地面積	約16,000㎡
建築面積	約1,400㎡
処理能力	15t/日（7.5t/8時間×2炉）
処理方式	ストーカ方式（間欠炉）
使用開始	平成26年4月1日
備考	○耐用年数15年

## (イ) 金属ごみの中間処理施設

名称	村松興業(株)
処分主体	大島町 (民間委託)
処理対象物	粗大ごみ (大型家電製品等)、不燃ごみ (金属、鉄等)
所在	大島町差木地字クダッチ無番地
処理能力	2.6 t/日 (8時間)
処理方式	切断・圧縮方式
使用開始	令和3年4月1日

## (ウ) 粗大ごみ (金属類以外) の中間処理施設

名称	大島リサイクルセンター (株オーレック)
処分主体	大島町 (民間委託)
処理対象物	粗大ごみ (木くず、繊維くず、プラスチック等)
所在	大島町元町字上山地内
敷地面積	約8,429 m <sup>2</sup>
建築面積	約917 m <sup>2</sup>
処理能力	破砕: 5 t/日 焼却: 1 t/日
処理方式	破砕方式 乾溜ガス化方式
使用開始	平成18年度 (焼却: 平成19年度)

## (エ) 燃えないごみ・資源ごみ・有害ごみの中間処理施設

名称	大島エコ・クリーンセンター (村松興業(株))
処分主体	大島町 (民間委託)
処理対象物	ビン、空き缶、ペットボトル、発泡スチロール、有害ごみ
所在	大島町差木地字奥山地内
敷地面積	約5,000 m <sup>2</sup>
建築面積	約813.8 m <sup>2</sup>
処理能力	ビン: 選別破砕1.8 t/h 空き缶: 選別圧縮1 t/h ペットボトル: 圧縮梱包・PPバンド止0.3 t/h 発泡スチロール: 熱処理0.1 t/h 有害ごみ: 包装6.5 t/h
処理方式	ビン: 破砕式 空き缶: 自動磁力選別機・油圧圧縮機 ペットボトル: 油圧一方縦押し式 発泡スチロール: 高温湿潤熱風式 有害ごみ: ドラム缶・ダンボール等包装

使用開始	平成17年度
------	--------

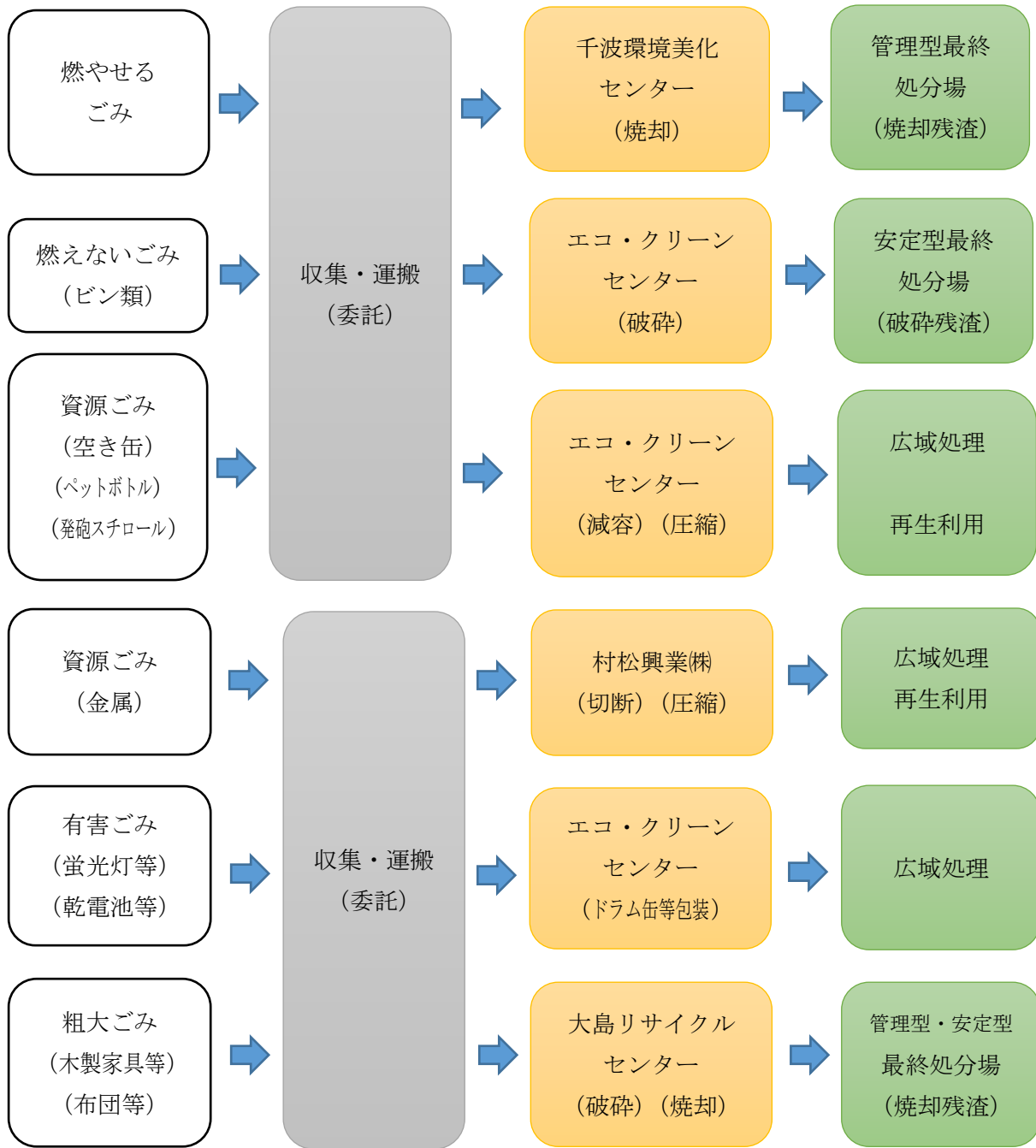
(オ) 燃やせるごみの最終処理施設

名称	大島一般廃棄物管理型最終処分場
処分主体	東京都島嶼町村一部事務組合
対象ごみ	焼却残渣、不燃ごみ
所在	大島町差木地地内
竣工	平成18年3月
埋立面積	7,000 m <sup>2</sup>
埋立容積	49,500 m <sup>3</sup>
埋立期間	平成18年4月～平成33年3月
埋立工法	セル+サンドイッチ方式
浸出水処理能力	50 m <sup>3</sup> /日
浸出水処理方法	生物処理+凝集沈殿処理+高度処理+消毒
使用開始	平成18年4月

(カ) 燃えないごみの最終処理施設

名称	大島町安定型最終処分場
処分主体	大島町
対象ごみ	不燃ごみ(安定型廃棄物)
所在	大島町差木地字奥山593番地
竣工	平成21年3月
施設人員	2名
埋立面積	8,720 m <sup>2</sup>
埋立容積	32,720 m <sup>3</sup>
埋立期間	10年
埋立工法	セル方式準好気性埋立
使用開始	平成21年4月1日
備考	○埋立予定は平成30年度だが、搬入実績及び平成26年度からプラスチックを可燃ごみとしたことにより、令和24年度まで延長された。

8 ごみ処理フロー



### III 生活排水処理実施計画

#### 1 収集運搬計画

##### (1) 収集運搬する一般廃棄物の区分等

区 分		収集運搬主体	収集頻度	収集量 (kl/年)	
し尿	一般家庭等	町 (依頼)	定期又は申込みの都度	891	909
	仮設トイレ等	許可業者	申込みの都度	18	
浄化槽汚泥		許可業者	浄化槽清掃実施の都度	合併 4,950 単独 3,150	8,100
合 計				9,009	

##### (2) 収集運搬方法等

ア 一般家庭、店舗及び事務所等の汲取り便所から排出されるし尿は、町が委託した業者により定期的（3ヶ月に1回）に収集し、千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）へ搬入する。なお、定期収集以外の汲取りを必要とする場合は、申込み制により町が委託した業者により収集する。

イ 仮設トイレ等の設置者は、仮設トイレ等のし尿を町長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を依頼し、千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）へ搬入する。

ウ 浄化槽を管理している者（浄化槽管理者）は、定期的に浄化槽の保守点検及び清掃を実施しなければならない。保守点検については、東京都知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託して実施し、清掃については、町長が許可した浄化槽清掃業者に委託して年1回以上（全ばっ気方式の浄化槽については6ヶ月に1回以上）実施するものとする。

エ 浄化槽管理者は、浄化槽汚泥を町長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集を依頼し、千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）へ搬入する。

##### (3) 収集運搬業の許可方針

し尿及び浄化槽汚泥については、排出量の見込み等を勘案すると既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしない。

## 2 中間処理・最終処分計画

### (1) 中間処理方法・処理量の見込み等

種類	搬入施設	処理主体	処理量 (k1)	処理方法
し尿 浄化槽汚泥	千波環境美化センター (汚泥再生処理施設)	町委託	9,009	処理後の脱水汚泥は隣接の焼却施設の助燃剤として利用し、処理水は公共用水域へ放流する。

## 3 処理施設の概要

名称	大島町千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）
処分主体	大島町
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、生ごみ
所在	大島町野増字上センバ412
竣工	平成26年3月
施設人員	3名
敷地面積	約16,000㎡
建築面積	約820㎡
処理能力	36k1/日（し尿及び浄化槽汚泥）、30kg/日（生ごみ）
処理方式	浄化槽汚泥対応型高負荷膜分離処理方式
使用開始	平成26年4月1日
備考	○耐用年数20年

## 4 普及啓発等

### (1) 合併処理浄化槽整備推進事業

令和3年4月より本町自らが設置主体となって、河川等の水質保全のため、できるだけ多くの生活排水を合併処理浄化槽において処理することを目的として、浄化槽の整備と維持管理を行うこととする。

### (2) 浄化槽清掃作業経費の軽減

大島町し尿浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置に関する要綱に基づいて、浄化槽の清掃作業において、浄化槽汚泥の収集・運搬に要する経費の一部を大島町が負担することにより、住民の負担を軽減し、浄化槽の適切な維持管理に資することとする。

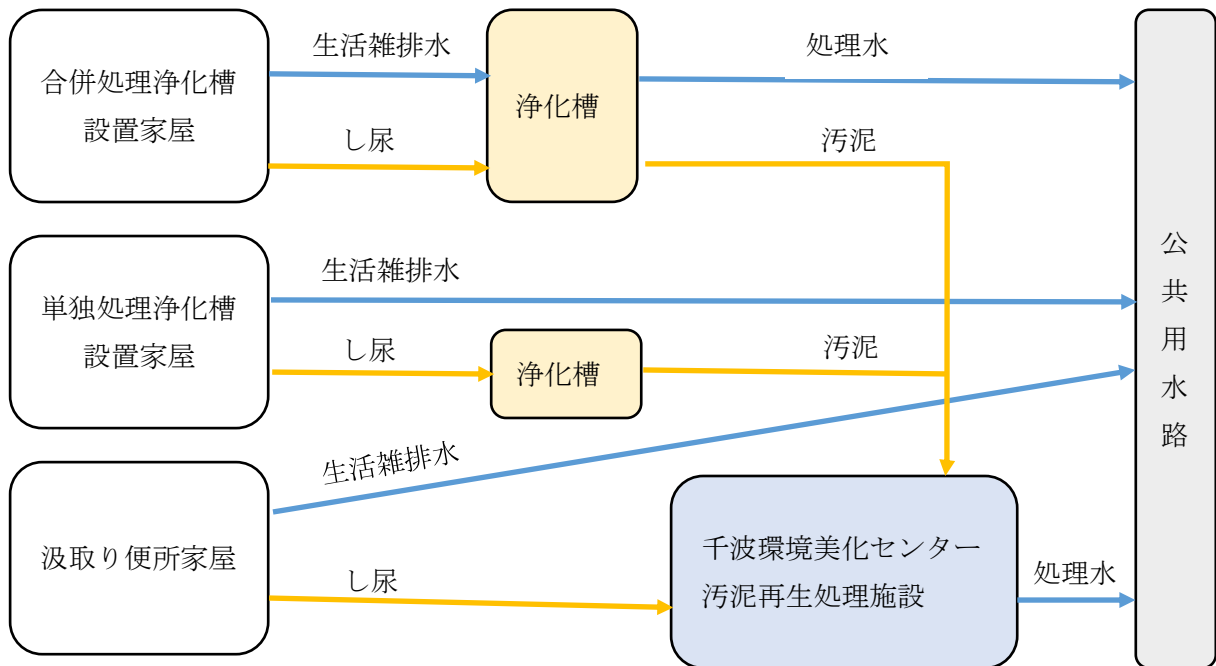
### (3) 普及啓発

浄化槽の維持管理（保守点検・清掃・法定検査）及び合併浄化槽の設置費補助事業等



について、広報等による啓発を行う。

### 5 生活排水の処理フロー



別表1 家庭系廃棄物の収集運搬業務委託業者

収集ごみ	事業者名	事業所所在地
可燃ごみ	(株)大島環境管理	大島町元町字風待3 1
	(有)大澤興業	大島町差木地4
ビン類	(公社)大島町シルバー人材センター	大島町元町1-1-14
	(有)大澤興業	大島町差木地4
空き缶	(公社)大島町シルバー人材センター	大島町元町1-1-14
ペットボトル		
発泡スチロール	(有)大島創美	大島町差木地2
金属ごみ	(公社)大島町シルバー人材センター	大島町元町1-1-14
	(有)大澤興業	大島町差木地4
有害ごみ	(有)大島創美	大島町差木地2

別表2 一般廃棄物収集運搬業許可業者

収集ごみ	事業者名	事業所所在地
一般廃棄物	(株)大島環境管理	大島町元町字風待3 1
	(有)大澤興業	大島町差木地4
	(株)オーレック	大島町元町1-9-16

別表3 一般廃棄物の集積物管理業務委託業者

集積ごみ	事業者名	事業所所在地
ビン類	大島町一般廃棄物北部集積所 (株)オーレック	大島町元町1-9-16
空き缶		
ペットボトル	大島町一般廃棄物南部集積所 村松興業(株)	大島町差木地字クダッチ無番地
発泡スチロール		

別表4 一般廃棄物の中間処理業務委託業者

種別	事業者名	事業所所在地
可燃ごみ	大島町千波環境美化センター(焼却施設) (株)大島環境管理	大島町元町字風待3 1
ビン類	大島エコ・クリーンセンター 村松興業(株)	大島町差木地字クダッチ無番地
空き缶		
ペットボトル		
発泡スチロール		
有害ごみ		

金属ごみ	村松興業(株)	大島町差木地字クダッチ無番地
粗大ごみ	大島リサイクルセンター (株)オーレック	大島町元町1-9-16

表5 一般家庭等のし尿の収集運搬業務委託業者

種別	事業者名	事業所所在地
一般家庭等のし尿	(株)大島環境管理	大島町元町字風待31
	(有)大澤興業	大島町差木地4

別表6 浄化槽清掃業許可業者

種別	事業者名	事業所所在地
浄化槽清掃	(株)大島環境管理	大島町元町字風待31
	(有)大澤興業	大島町差木地4

別表7 し尿及び浄化槽汚泥の中間処理業務委託業者

種別	事業者名	事業所所在地
し尿 浄化槽汚泥	千波環境美化センター（汚泥再生処理施設） (株)大島環境管理	大島町元町字風待31